

平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条並びに第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令を次のように定める。

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（既存の用途に利用する水銀使用製品）

第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 別表の上欄に掲げる水銀使用製品であつて同表の下欄に掲げる用途に用いられるもの
- 二 別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
- 三 別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であつて、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、法の施行の日前に製造され、又は輸入された水銀使用製品のうち、歴史上又は芸術上価値の高いものであつて、展示、鑑賞、調査研究その他の用途に利用するため販売されるもの

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の方法）

第三条 法第十四条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる新用途水銀使用製品について、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。

（1）構造、利用方法その他の当該新用途水銀使用製品に関する情報

（2）当該新用途水銀使用製品以外の新用途水銀使用製品 次に掲げる方法

イ 法第十四条第一項の規定による評価（以下「自己評価」という。）を行うために必要な次に掲げる情報を把握すること。

（3）当該新用途水銀使用製品の製造、利用、廃棄等により環境に排出されることが見込まれる水銀等の量

ロイの規定により把握した情報を踏まえ、当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与並びに人の健康への悪影響及び生活環境への負荷（以下「寄与等」という。）について、客観的かつ科学的に検証し、適切に評価するために必要な項目（以下「評価項目」という。）を選定するとともに選定した理由を明らかにすること。

ハ 当該新用途水銀使用製品の性能若しくは製品に使用される水銀等の量に関する複数の案（以下「複数案」という。）を設定し、複数案ごとに評価項目について寄与等の程度を調査し、分析し、整理し、及び比較し、並びに複数案それぞれの当該寄与等の程度を相互に比較することにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的な評価を行うこと。

二 ハの複数案の設定に当たっては、水銀等を使用しないこととする案その他の新用途水銀使用製品の製造等を行わないこととする案を含めた検討を行うことが可能な場合には、当該案を含めるよう努め、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。

ホ 評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合には、ハの規定による総合的な評価において当該措置の効果を勘案すること。

ヘ 自己評価に当たっては、理論に基づく計算、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に調査及び分析を行うこととし、必要に応じ専門家その他の当該新用途水銀使用製品に係る寄与等に関する知見を有する者の助言を受けること。

二 法第十四条第二項の規定による届出がされ、その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与すると認められるものとして主務大臣が指定する新用途水銀使用製品 当該新用途水銀使用製品の製造等が主務大臣が指定する数量その他の当該新用途水銀使用製品の製造等の条件の範囲内であるかどうかについて評価を行うこと。

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価等の届出）

第四条 法第十四条第一項の規定による評価及び同条第二項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る新用途水銀使用製品の製造等の業務の開始日の四十五日前までに、別記様式による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（前項の届出書には、法人にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書を添えなければならない。）

（届出事項）

第五条 法第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の種類及び用途
- 三 製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の名称及び型式
- 四 製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量及び一定の期間内に製造等を行う数量
- 五 構造、利用方法その他の製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品に関する情報
- 六 自己評価の結果
- 七 自己評価に係る調査及び分析の方法

（附則）

この命令は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年八月十六日から適用する。）

水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号

この命令は、公布の日から施行し、平成二十九年八月十六日から適用する。

附 則（令和元年六月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第九号）

（施行期日）

第一 条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （）の命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

二 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年四月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号）

この命令は、公布の日から施行し、この命令による改正後の新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の規定は、平成二十九年八月十六日から適用する。

別表（第二条関係）			
水銀使用製品		用途	
一 次電池（アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）	小型電子機器等その他の物品の電源		
二 標準電池			
三 スイッチ及びリレー			
四 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	起電力測定の標準	用途	
五 H I Dランプ（別名高輝度放電ランプ）	一 電気回路における信号切替え等	小型電子機器等その他の物品の電源	
六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）	二 電流の検知		
七 化粧品	三 温度の感知		
八 農薬	四 傾斜、振動又は衝撃の感知		
九 駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤（医薬品及び農薬を除く。）	五 照度の確保		
十 気圧計	六 鑑定、検査、検定又は測定		
十一 湿度計	七 感光		
十二 液柱形圧力計	八 蛍光		
十三 弹性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	九 生物の育成		
十四 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに液体のゲージ圧力の測定	十 生物の捕獲、採取又は防除		
十五 真空計	十一 日焼け		
十六 ガラス製温度計	十二 細菌		
十七 水銀充満圧力式温度計	十三 皮膚疾患の治療		
十八 水銀体温計	一 照度の確保		
十九 水銀式血圧計	二 舞台その他の演出		
二十 ひづみゲージ式センサ	三 美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現		
二十一 真空ポンプ	四 プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写		
二十二 ホイール・バランサ	五 情報の伝達		
二十三 写真フィルム	六 鑑定、検査、検定又は測定		
二十四 印画紙	七 感光		
二十五 推進薬	八 蛍光		
二十六 温度定点セル	九 生物の育成		
二十七 ゴム	十 生物の捕獲、採取又は防除		
二十八 顔料	十一 日焼け		
二十九 香料	十二 細菌		
三十 雷管	十三 皮膚疾患の治療		
三十一 花火	一 情報の伝達		
三十二 塗料	二 鑑定、検査、検定又は測定		
三十三 銀板写真	三 生物の育成		
三十四 水銀ペレット及び水銀粉末	四 生物の育成		
三十五 ポイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	五 感光		
三十六 灯台の回転装置	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
三十七 圧力調整器	七 感光		
三十八 圧力逃し装置	八 蛍光		
三十九 ダンパ	九 生物の育成		
振動又は衝撃の軽減	十 生物の捕獲、採取又は防除		
圧力の減衰	十一 日焼け		
圧力の調整及びその状態の維持	十二 細菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 細菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 細菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 細菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 細菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 細菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		
	六 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）		
	七 感光		
	八 蛍光		
	九 生物の育成		
	十 生物の捕獲、採取又は防除		
	十一 日焼け		
	十二 級菌		
	十三 皮膚疾患の治療		
	一 情報の伝達		
	二 鑑定、検査、検定又は測定		
	三 生物の育成		
	四 生物の育成		
	五 殺菌		

四十	水銀トリム・ヒール調整装置	船舶の姿勢の制御
四十一	放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	一 船舶の姿勢の制御
四十二	X線管	二 整流
四十三	水銀抵抗原器	電気抵抗の標準
四十四	回転接続コネクター	回転体を通じた電源供給又は信号の取出し
四十五	赤外線検出素子	赤外線の検出及び電気信号への変換
四十六	差圧式流量計	液体の流速又は流量の測定
四十七	浮ひよう形密度計	液体の密度の測定
四十八	傾斜計	傾斜の測定
四十九	水銀圧入法測定装置	周波数分布の測定
五十	周波数標準機	周波数及び時間の標準
五十一	放射線検出器	放射線の検出
五十二	パイロメーター	表面温度の測定
五十三	検知管	気孔径分布の測定
五十四	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	气体の濃度の測定
五十五	積算時間計	气体の検出又はその濃度の測定
五十六	容積形力計	气体の濃度の測定
五十七	滴下水銀電極	液体の電気化学分析
五十八	電量計	装置の累積使用時間の測定
五十九	参照電極	圧縮試験機その他の静的強さ試験機の校正
六十	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	電気量の測定
六十一	ジャイロコンパス	電位を測定又は制御するための基準
六十二	鏡	水銀等ガスの発生
六十三	握力計	水銀等ガスの発生
六十四	医薬品	人又は動物の疾病的診断、治療又は予防
六十五	つや出し剤	針路及び方位の測定
六十六	美術工芸品	握力の測定
六十七	水銀の製剤	光の反射
六十八	塩化第一水銀の製剤	人又は動物の疾病的診断、治療又は予防
六十九	塩化第二水銀の製剤	つや出し等
七十	よう化第二水銀の製剤	つや出し等
七十一	硝酸第一水銀の製剤	歯科治療
七十二	硝酸第二水銀の製剤	鑑賞
七十三	チオシアノ酸第二水銀の製剤	窯業製品の製造
七十四	酢酸フェニル水銀の製剤	一 製革
二	繊維の柔軟剤	二 木材の不燃化
		三 写真の感光
		四 アセチレンガスの洗浄
		五 半導体材料ガスの洗浄
		写真の感光
		帽子製造におけるフェルトの処理

様式（第四条関係）（令元内閣省財政省農水産省文部省令第2・令2内閣省財政省農水産省文部省令第9・一部改正）

新用途水銀使用製品製造（販売）届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者
住 所
氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新用途水銀使用製品の種類	
新用途水銀使用製品の用途	
新用途水銀使用製品の名称 (一般的な名称及び販売名)	
新用途水銀使用製品の型式	
新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量	
一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定期量又は販売予定期量	
△構造、利用方法その他の新用途水銀使用製品に関する情報	
△自己評価の結果	
△自己評価に係る調査及び分析の方法	

備考

1 横線中の「製造」及び「販売」のうち該当しない文字は、抹消すること。

2 法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3 一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定期量又は販売予定期量には、当該製品を製造又は販売する予定の期間及び当該期間内に製造又は販売する予定期量を記載すること。

4 △の欄にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり

- り。」と記載し、別紙を添付すること。
- 5　自己評価の結果の欄には、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「命令」という。）第3条第1号に掲げる新用途水銀使用製品にあっては、複数製品ごとの評価項目の評価の結果及び総合的な評価結果を取りまとめて記載し、1) 命令第3条第1号イに規定する情報、2) 同号ロに規定する評価項目の選定理由、3) 同号ニに規定する新用途水銀使用製品の製造等を行わない案を含めない場合の理由、4) 同号ホに規定する評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合のその内容及び効果についても記載すること。
- 6　自己評価に係る調査及び分析の方法の欄には、命令第3条第1号に掲げる新用途水銀使用製品にあっては、同号ヘに規定する助言の内容についても記載すること。
- 7　この届出書の提出部数は、正本1通及び副本1通とすること。
- 8　この届出書の正本1通には、法人にあっては定款及び登記事項証明書を添付すること。
- 9　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-